

歯科公衆衛生の在り方

現在まで、歯科医師会の公衆衛生活動は6月4日の虫歯予防デーを中心として、活潑に行われてきた。又、僻地診療も長年に亘って熱心に行われ、社会一般からも、それなりに高い評価を受けきている。しかし本来の公衆衛生活動は各地区の開業医によって、日常診療活動を通して行われるものであり、この方面の努力は、個々の歯科医によって地道に行われているにもかかわらず、いまだに「正当な評価を受けられないうところ」が最近になって社会的にも地域の公衆衛生の充実に要求されるようになり、その端的な現われが保健所歯科への歯科医、歯科衛生士の配置という形となってきている。

○ 地域歯科保健の考え方

最近、名醫学術部主催で行われた講演会で、愛知学院大学歯学部の柳原教授は、上記の様なテーマで講演され、その中で「地域歯科保健の意味を、医療は人間の全生活を包括したものでなければならぬ」ということから出発し、「管理医学の名のもとに臨床医学と公衆衛生との1つの体系への統合」ということを云われ、「地域に密着した開業医の参加する教育や指導と予防処置、さらに治療までのつながり」といった意味の公衆衛生活動の新しい展開を述べておられる。

この新しい時代の展開に際し、歯科医師会は会員に、これからの公衆衛生活動の在り方を示す必要にせまられており、会員も又それを待望している。

○ 5年前の歯科保健問題懇談会の報告

1974年、厚生大臣の諮問に答えて、日本歯科医師会は歯科保健問題についての報告を出しているが、その中から要旨をピックアップしてみると、次の様なものであった。

- 地域歯科保健対策の確立。
- 歯科保健研究体制の確立。

- 母子歯科保健体制の確立、
- 学校歯科保健体制の確立、
- 産業歯科衛生の充実、
- 老人歯科保健対策の確立、
- むし歯予防法あるいは歯科保健法(仮称)の制定、
- 口腔保健協議会の設立、

等々の公衆衛生の基本的な問題点を提起している。

- 歯科医師会は自ら報告した内容を実現すべく、10年後20年後の公衆衛生のビジョンを打ち立て、それに向けて熱力をあげて努力すべき時である。

以上のことから、これからの公衆衛生の在り方は、すでに大筋は立てられていると云えるので、残された問題は地方の歯科医師会がその基本線に沿って、その地域にふさわしい、将来の公衆衛生のあるべき姿を描き出し、その実現に向けて、早急に一歩をふみ出すことである。

I. 地域歯科保健の未来像

1. 未来像を考えるうえで、前提となる認識

(1) 歯科疾患の特異性

最近の歯科医学の成果をみると、歯科の2大疾患の1つであるう蝕症については、包括医療の考え方、管理医学の考え方ももつてすれば、人間の成長期に合致した身辺環境を構建することで、予防が可能であり、今一つの膿瘍症についても、ある程度までの予防管理が可能となつてきている。

(2) 医療保険の歯科の特異性

人生の終りの日まで、自己の自然の歯牙を維持できる可能性があるとすれば、歯科医療の目標は当然それに向わなければならないし、日常の診療活動もそれに沿ったものとなるべきである。従って、歯科の医療保険の内容も、予防に関するものが大中に取り

入らねばならず、その方が国民医療の立場に立つても効果的、且つ合理的である。

2. 具体的な未来像

歯科疾患の特異性にもとづき、医療保険の歯科の特異性が認められた時、そこにえがかれる姿は次の様なるものとなるであろう。

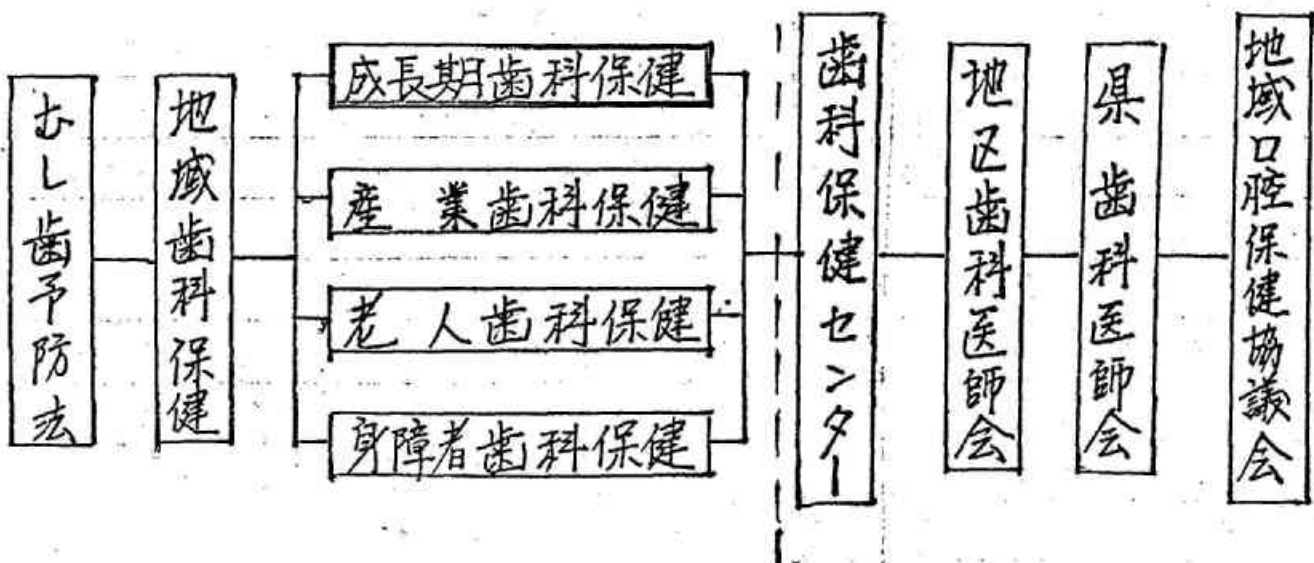
- (1) 各地区の保健所、あるいは歯科保健センターでは定期的に母親教室、育児相談、栄養指導、歯みがき教室、情報パネルの展示、ビデオ放映、フッ素塗布、図書室、その他の市民サービスが行われる。又、ここでは地域の開業歯科医の歯科保健に関する研究も行われる。
- (2) 幼稚園、保育園では養護教員、或いは歯科衛生士の常勤しており、子供の急救処置、健康管理、フッ素塗布、歯みがき練習、等の保健サービスが行われる。
- (3) 小、中学校、高校では、常勤又は非常勤の歯科医、歯科衛生士があり、歯科衛生教育、生活指導、フッ素塗布、初期う蝕の治療といった歯科衛生サービスが、全て保険医療の全額給付の中で行われる。
- (4) こうした保健衛生サービスの進んだ社会では、その方面に医療保険の資金の大半が使われてしまうため、成人の歯科医療は予防を含めた治療の一部にだけ医療保険が適用され、大半の充填物、補綴物は自活能力のある成人にあつては、自己の責任において、開業歯科医で治療を受けることになる。
- (5) 産業方面では業務上の歯科疾患は全て労災保険の適用を受け、業務外は全て一般社会人と同様の扱いを受けることになる。
- (6) 自活能力のない老人は全ての歯科医療サービスを無料で受けられることになり、各地区に地域の開業医が何らかの形で治療に当る老人歯科医療センターがあり、老人福祉の一翼を荷うことになる。

(7) 身障者、ねたきり老人等の福祉関係の歯科医療は、児童福祉法、老人福祉法等にもとづく、多額の公的補助を受けた特殊法人の運営する巡回診療車等の自宅診療サービスを受ける。

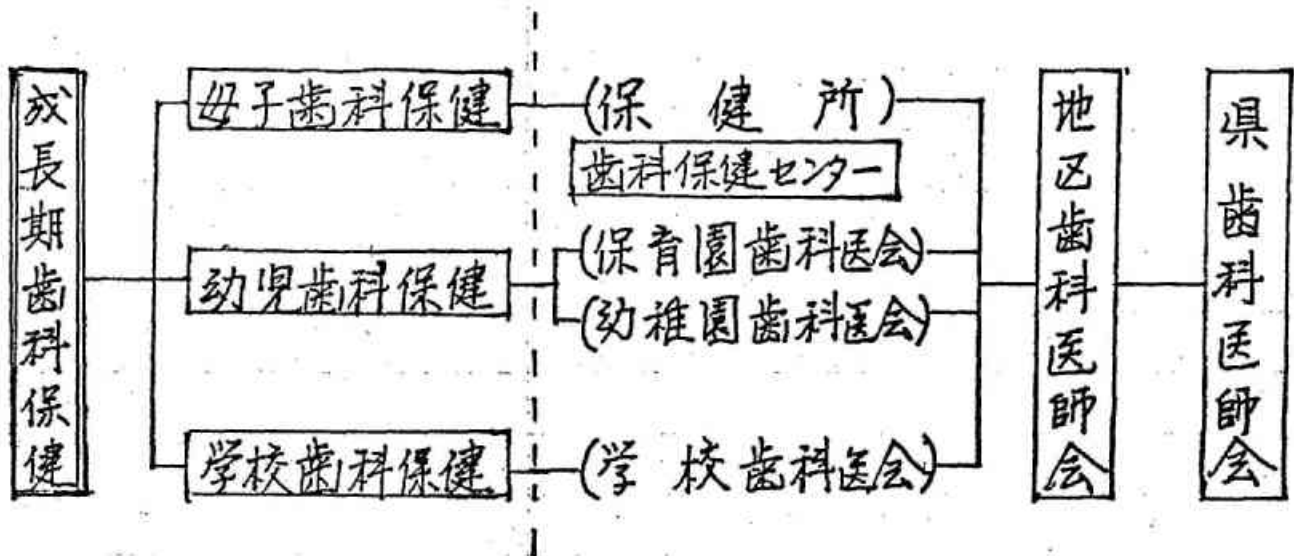
以上の様なビジョンをかいてみた上で、現実に歯科医師会がその具体化を計るとなると、数々の法的問題、行政の問題、財政の問題等が、からみ合い容易なことではなくなる。しかしこれらの諸問題の解決を不遜転の決意をもって取り組みながら、まず現状でやれることから手をつけなくてはならない。

ここでもう一度、ふり返って、地域歯科保健を如何に進めるかを考えてみると、まず手のつけやすいところから、即ち次に述べる成長期歯科保健を具体化することが最も適当であると思われる。

地域歯科保健の進め方、組織図(1)



地域歯科保健の進め方. 組織図.



II. 成長期歯科保健

歯科医師会が地域歯科保健を考える場合、その施策が最も効果を挙げるために、人間形成期に当る、胎児から高卒までの未成年を系統的に一括して対象とすることが最も合理的であると思われる。

○ 成長期歯科保健という新しい区分を考えた理由

う蝕症を歯質の面から考えるとき、萌出間もない乳歯、永久歯は口腔内において未熟な状態から次第に石灰化され強化される。従って母体内の歯牙発生から始まり、全永久歯萌出後数年を経過した高卒時の18才まで、特に公衆衛生面の保護が必要がある。一方、この成長期間にある子供のう蝕を治療の面から考えると、ただ罹患したう蝕を治療するだけでは解決できない数の問題がある。即ち、胎児にあっては母体の健康度が、幼児にあっては家庭における日常の躰とか食生活が、児童生徒にあっては学校を中心とした社会環境等が複雑にからみ合い、個人の正常な発育を妨げ、口腔内の環境を悪化させる。従ってこの時期のう蝕を含めた口腔疾患の治療は、個人の或いは社会的な

環境の改善までも含めた統合的な医療が要求されている。以上の理由から、予防を中心とした口腔衛生は、この時期を重要な観点から考えるべきであり、ここに成長期歯科保健を歯科医師会の基本的な重要課題として採択される様に期待をもちて提案しておきます。

以下、この成長期歯科保健を3つの時期に分けて、各時期の今後の課題を考えると次のようになります。
(現状と)

1. 母子歯科保健と今後の課題 (の現状)

母子歯科保健は胎児から3才児までの期間を対称とするが、この時期は、全面的に母親に対する教育、指導が中心であり、現在は保健所歯科において妊産婦指導、15才児健診、3才児健診の3つ素塗布といったことを行なわれている。

○今後の課題

今後、歯科医師会としては、各方面、特に産科、小児科の協力を得て、母親教室に対する取り組みをもっと強に行ない、保健所歯科に対しては母子歯科保健の専任チームを組織して側面から応援していく体制を作る必要がある。

2. 幼児歯科保健と今後の課題 (の現状)

幼児歯科保健は保育園児、幼稚園児を対称とするが、この時期の子供はまた、ほとんどあらゆる面で母親の保護下にある。しかし一応保育園、幼稚園といった集団生活の場を持っているので、この方面からの母親に対する歯科医の働きかけが可能である。そしてこの時期に対して、歯科医は2つの面で大いに活躍できる場面がある。その一つは母親に対する育児指導であり、今一つは幼児に対する徹底した健康管理である。

しかし残念なことには歯科医側の働きかけは充分でなく、成長期歯科保健の中で、大きな空白になってしまっている。